

9. わが国における専売制度の沿革

たばこ専売

1. 専売以前

(1) たばこの渡来と江戸時代の課税

(a) 葉たばこは、今から約400年前の天正年代(1573~1591年)にポルトガル船によつて始めてわが国に輸入された。キリスト教の伝来とほぼ同時期であつたと推定される。また、葉たばこの栽培は、慶長10年(1605年)ポルトガル人が持ち来つたたばこの種子が長崎に植えられたのが始まりである。

葉たばこは、最初薬草として各地に伝えられたため、慶長時代にはすでに各地に普及していた模様である。その後たびたび禁煙令が発せられ、また、罰則も厳しくなつたが、喫煙の風習はますます庶民の間に広がり、徳川家光の時代にはもはや禁煙令も全く空文に等しいものとなつてゐた。寛永年代末期(1644年頃)に至り幕府はついに禁令を解かざるを得なかつた。

(b) このように喫煙の風習が一般化するに伴い、諸藩は窮乏した財政の打開策としてこれを利用するようになつた。すなわち、積極的に葉たばこの栽培を奨励し、たばこを課税の対象とした。ただ、課税方法は近代的なそれではなく、運上金(営業税)あるいは冥加金(免許手数料)という形をとつてゐた。

(2) たばこ税則時代

(ア) たばこ税則成立の経緯

明治政府は、その発足後間もなく近代国家の基盤である財政制度を整備するため、新らしい租税制度を創設した。そして、たばこに対する課税も新租税制度の一環として明治9年1月から「たばこ税則」によつて行われることとなつた。たばこに対する課税は、当時最大の税源であつた地租の軽減及び諸税の整理に伴う税の減収を補完する代置税としての性格をもつていた。

(イ) たばこ税則の課税体系

たばこに対する税は、営業税と印紙税とに分れていた。

(a) 営業税として卸売人には年額10円、小売人には同5円(当時の米1石の価格に相当)が課税された。また、ほかに営業免許及び仕入売出に当つては、鑑札を発行して手数料金(営業鑑札20銭、仕入鑑札10銭)を徴収した。

(b) 印紙税は、等級別従価税制度をとつており、営業人(卸売人または小売人)がたばこを一般消費者に売渡す際、次のような額の印紙をたばこに貼用させることによつて納税させた。

たばこの定価	税額	負担率
5 銭 未 満	0.1	2
10 "	0.5	5
20 "	1	5
30 "	2	6.7
40 "	3	7.5

(ウ) たばこ税則施行の状況とその改正

(a) たばこ税則による税収額は、当初の予想に反して極めて少なく、印紙税は特にはなはだしかつた。すなわち、印紙税の予算額は35万円前後であつたのに対し、実収は4~5万円程度にすぎず、営業税の徴収額がほぼ予算に近かつたのと著しい対照をなしていた。

たばこ税則施行後の税収額は次のとおりである。

年 度	印紙税額	営業税額	計	歳入総額に占める割合 %
明治 9	千円 36	千円 208	千円 244	0.4
10	45	182	227	0.4
15	50	231	281	0.4
20	1,313	278	1,591	1.8
25	2,047	327	2,374	2.3
30	5,725	-	5,725	2.5

(b) このように税収が予期に反して少なかつたのは、主に営業者は印紙税の立替えと手数の煩労を嫌い、また、需要者は印紙税のかからない安価なたばこを望んだので、たばこが無印紙のまま販売される傾向が強かつたからである。そのうえ、当時の徴税機構が不備であつたこと、税率が妥当でなかつたこと、その他たばこの商品としての地位が十分確立されていなかつたこと等もまたその原因であつたと思われる。

(c) その後印紙税の課税に量目基準を加えたり、もつぱら製造業者に納税義務を負わせる等たびたび税則を改正したほか厳しい取締りも実施したが、結局十分な徴税の成果をあげ得なかつた。

たまたま、日清戦争後の軍備拡張政策で経費が急増したため、政府は歳入の増加を図る必要に迫られ、たばこ事業についても葉たばこ専売制度の導入による増収に踏み切らざるを得なくなつたのである。

2. 葉たばこ専売時代

(ア) 葉たばこ専売法の成立

葉たばこ専売法は、明治29年3月に公布され、同31年1月から施行された。その内容は、④耕作者の収穫した葉たばこをすべて政府に納入させ、その品質に応じてあらかじめ定めた価格により賠償金を支払う、⑤他方、政府はその収納した

葉たばこを一定率の収入を見込んだ価格で民間の製造業者に販売する、というものであつた。

その後、葉たばこの輸入が政府の管理下に置かれ、その自由な輸入が許可されなくなつたこと、たばこの販売数量の増加に伴い製造会社が相次いで設立されたこと、葉たばこ専売法が一般に好感をもたれたこと等の理由から、葉たばこの国内生産は激増することとなつた。

ちなみに、明治32年には耕作者は569千人に達し、前年に比し222千人増加したが、これに伴つて耕作反別も42千ヘクタールと前年に比し16千ヘクタールの増反を記録した。

年 度	耕 作 者 数	耕 作 面 積	収 納 量 目
明治 31	347	26	31
32	569	42	51
33	419	37	50
34	242	23	32
35	212	24	31
36	241	30	43

このようなたばこ事業のすう勢にかんがみ、政府は葉たばこの過剰生産を抑制するため、明治34年から耕作の許可制度を採用したが、この制度が今日まで引き継がれている。

(イ) 葉たばこ専売の益金

葉たばこ収入率(政府の売渡価格と買上価格との比率)は、新制度の発足時には平均184%に定められていた。その後、下級品に重く上級品に軽い方向で数次の改正が行われ、最終的には、1~2等の280%から15等以下の480%までの6階級に区分された。

専売益金額及びその歳入総額に占める割合は、次表のとおり比較的順調に上昇した。

年 度	益 金 額	歳 入 総 額 に 占 め る 割 合
明 治 31	5,146	2.3
32	7,560	3.0
33	7,244	2.4
34	10,867	4.0
35	12,368	4.2
36	14,898	5.7

3. たばこ専売時代

(1) 完全専売制度発足の経緯

明治30年代における政府の政策は、軍備の増強、鉄道・通信事業の整備、植民地の経営等にその重点がおかれて、財政規模も次第に拡大していた。たまたま、日露戦争の勃発によってその経費は急増することとなり、財源確保の必要に迫られた。他方、家内工業的小規模製造業者が多数存在している条件のもとでは、葉たばこ専売制度は、専売制度として有効な制度たりえないことも明らかになつていた。

このようにして政府は、たばこ専売制度を創設する方針を固めるようになり、一部に多少の反対はあつたものの、結局

明治37年4月1日に煙草専売法を公布し、同年7月1日から施行した。ここに完全専売制度が発足することになった。

(2) 完全専売制度下におけるたばこ事業

(ア) 葉たばこの生産

(a) 葉たばこの生産は、次のような方針で実施された。

(i) 葉たばこ耕作者の許可制は、従来どおり継続する。

(ii) 耕作面積を葉たばこの需給に応じて調節する。

(iii) 政府は、毎年耕作される葉たばこの種類、反別及び賠償金の額を定めて予め公示する。

昭和年代に入ると両切たばこの需要が次第に増加してきたため、葉たばこも黄色種の需要が増加した。そして昭和15年には黄色種の耕作面積は、大正末年の約8倍に増加した。

このように葉たばこの生産は、政府の生産計画に基づいて順調な実績をあげてきた。しかしに、太平洋戦争の開始により、葉たばこの耕作面積は年々減少し、終戦時の昭和20年度には、耕作面積はついに31千ヘクタールと昭和15年の2/3以下に激減した。これでは専売益金の確保にも重大な支障を来すことになりかねないので、政府は、その後耕作面積の増反に力を入れることとなつたのである。

年 度	耕 作 者 数	耕 作 面 積	(うち黄 色種)	収 納 量 目
明治 38	千人 251	千ヘクタール 32	(0.1)	千トン 41
	45	217	(0.4)	43
大正 5	247	29	(0.8)	48
	10	294	(2)	62
15	280	37	(3)	63
	昭和 5	265	(4)	68
10	230	35	(13)	65
	15	266	(24)	96
20	254	31	(12)	36

(b) 昭和年代に入つて葉たばこの賠償(収納)価格は逐年上昇したが、その内容は、次表のとおりである。

(単位 kg当り円)

年 度	在 来 種	黄 色 種	バーレー 種	平 均
大正 10	0.794	0.897	-	0.797
	15	0.799	0.889	0.805
昭和 5	0.687	0.752	-	0.694
	10	0.547	0.763	0.625
15	0.88	1.30	0.80	1.07
	20	3.88	5.32	4.03

(c) 煙草専売法の施行とともに、葉たばこ耕作組合がたばこ専売事業の遂行に不可欠なものであるとして、明治42年耕作組合規約標準を策定しその奨励に努めた。その後組合数は逐年増加して現在に至つている。

(イ) たばこの製造

(a) 煙草専売法の実施とともに、煙草専売局は、たばこの製造に着手したが、民間の施設、設備及び職工をそのまま引

き継いだため、たばこの製造に支障をきたすことはなかつた。政府がたばこの製造を開始した当時における工場数等は、次のとおりであつた。

たばこの種類	製造所	所属工場 (分工場を含む)	場外工場
紙巻たばこ	5	23	40
葉巻	-	1	-
刻みたばこ	32	57	619
計	37	81	659

(注) 所属工場は、煙草専売局の直営の工場であり、場外工場は民間業者の小規模工場のうち専売局が一時に補助工場として大正4年度末まで使用したものである。

(b) 明治37年度に煙草専売法が施行されてから、たばこの製造数量は、その需要量の増加に伴い根強い増加傾向を示し、昭和18年度には、811億本(専売局時代の最高記録)に達した。しかしその後は、太平洋戦争の影響を受けて減少し、昭和20年8月の製造実績は、月13億本程度まで落ち込み、当時の割当配給の対象となる成年男子1人当たり供給可能量は、1日2本に足らない状態となつた。

戦後も原料葉たばこの不足のため、昭和24年度においてようやく708億本程度の製造実績をあげるに止まつた。

(c) 製造たばこの定価改定

煙草専売法施行以来、昭和24年度までに行つた製造たばこの小売定価改定は、一部の銘柄の定価改定を含めると23回に及んでいる。

これらは、数回の値下げを除きいずれも国の財政収入の増加を図るために行われた値上げであつた。特に終戦直後の配給制の時代には、財政収入の確保のほか、インフレ下の余剰購買力を吸収するため、安い配給たばこに比べ著しく高価な自由販売のたばこを発売し、いわゆる二重価格制を採用した一時期があつた。

(d) たばこの販売

(a) 煙草専売制度実施以降の製造たばこの販売状況は、次表のとおりであり、紙巻たばこの数量が急速に伸びてきている。

年 度	両切たばこ	口付たばこ	刻みたばこ	計
明治 38	億本 13	億本 49	百トン 193	億本 255
	45	15	254	313
大正 5	20	63	235	318
	10	34	193	488
昭和 5	94	176	238	508
	156	144	236	536
10	269	109	228	606
	384	129	196	710
20	131	16	163	310

(注) 「計」欄は、刻みたばこ18を紙巻たばこ1本に換算して合計した数字である。

たばこの販売は、一貫して自由販売制がとられてきた。しかし、太平洋戦争のため、昭和19年11月から同24年度末まで

は、例外的に割当配給制が実施された経緯がある。

(b) たばこの販売組織としては、煙草専売法の施行から昭和6年6月までは、政府販売官署と小売人との間に政府の指定した元売捌人が介在していた。次いで、昭和6年7月以降は元売捌人制度が廃止され、政府販売官署から直接小売人に売渡すよう販売組織の簡素化が図られた。

なお、当時の元売捌人及び小売人数は、次のとおりである。

年 度	元 売 段 人	小 売 人
明 治 38	人 1,715	千人 284
45	436	170
大 正 5	439	166
10	442	170
15	447	178
昭 和 5	438	190
10	-	189
15	-	186
20	-	109

(e) 専売益金

このようにたばこ事業は、順調な発展を続けてきたが、専売収入も国の財政上重要な地位を占め続けてきた。

専売益金とその歳入総額中に占める割合は、次のとおりである。

年 度	益 金 額	歳入総額に占める割合
明 治 38	百万円 34	% 6.4
45	56	8.2
大 正 5	60	7.4
10	125	6.1
15	166	8.1
昭 和 5	173	10.8
10	195	8.6
15	386	6.0
20	970	4.1

4. 日本専売公社の発足

(a) 昭和23年7月22日連合国軍最高司令官から当時の内閣総理大臣に対し、国家公務員法の改正問題に関して書簡が発せられた。

両書簡は、政府事業である鉄道及び専売事業の問題について「鉄道ならびに塩、しょう脳及びたばこの政府事業に関する限り、これらの職員は、通常公職から除外せられてよいと信ずる。しかしながら、この場合においてはこれらの事業を管理し運営するために、適当な方法により公共企業体(Public Corporation)が組織せられるべきである。」旨指摘していた。

(b) 政府はこの示唆に基づき、同年8月閣議決定によつて大蔵省に専売事業審議会を設置し、公共企業体を設立すること

との可否について審議させた。

その後、大蔵省と法制局及び連合國軍最高司令部との間で種々協議検討が加えられた。そして、日本専売公社法（昭23. 法255）が第3回国会において可決され、昭和24年6月1日から施行されることとなつた。次いで、日本専売公社法施行法（昭24. 法22）が制定され、同法によつて日本専賣公社は、同年6月1日正式に発足した。

日本専賣公社の発足を機に、明治37年以来施行されてきた煙草専賣法に代つて現行のたばこ専賣法（昭24. 法111）が施行された。

塩 専 売

1. 専 売 以 前

(1) 江戸時代の課税

(ア) 製塩技術の発達と塩業保護

わが国では、遠く原始社会の時代から一種の天日製塩法で塩を生産していたと言われているが、今日の塩田製塩法の基礎が築かれたのは、江戸時代初期になつてからである。

江戸時代になると、海浜に臨む諸藩は、塩の自給自足ないしは財政収入の増加を企図し、塩田の構築に力を注ぐとともに製塩について専賣制度を設けあるいは海浜年貢を徴するようになつた。

このように塩田開発は、諸藩の手によつて推進され、特に元禄時代以後は急速に進展した。そして塩田の開発に伴い製塩技術は発達し、生産力も飛躍的に増大した。

当時塩田開発の中心となつたのは、赤穂、高松、松山、今治及び芸州の各藩であつた。

(イ) 塩の流通に対する課税

徳川時代における塩の生産は、主として幕府を始め瀬戸内海沿岸の諸藩を中心として著しい発達を見た。そして塩の生産地が確立するとともに生産と販売の機能が分化し、生産地と消費地を結ぶ塩の輸送及び販売機関も発達するようになつた。この間にあつて重要な役割を果したのは塩商人であつた。塩商人が次第にその社会的、経済的勢力を高めてくると、幕府及び諸藩は、塩商人を特許商人として特別な保護を加えるようになつた。すなわち、これら塩商人に対し塩の独占的配給権を付与し、その代償として商業利潤の一部を納付させることによつて財政収入を確保したのである。これが塩の流通に対する課税の始まりである。

このように塩商人を統制するのみならず、塩の収納ないし配給を藩自らが実施するいわゆる「藩営専賣制度」を採用した藩もあつた。その際にも民間の塩商人を利用するこことし、代りに独自の地位と特権を与えていた。

(2) 明治維新から塩専賣法成立まで

(ア) 江戸時代は、幕府及び関係各藩が生産及び流通を管理掌握していたので、塩産業は、おおむね順調に発展した。

明治政府は、塩が特殊の必需品であることから、塩の生産

及び配給に関してはできるだけ旧慣習を継承することを基本として、明治2年金納制度を採用した。次いで、同6年塩に対する課税は塩田地租としての課税のみに改めた。しかし、製塩そのものは自由放任されることとなつたため、塩業者は自力で経営せざるをえなくなり、製塩業は衰退の一途を辿ることとなつた。

(b) 政府は種々の塩業安定策を講じたが、いずれも十分な効果をあげえないまま、日清戦争後の塩価の高騰期を迎えた。

当時内地塩業は、低廉良質な外国塩の圧迫を受けていたので、内地塩に対する保護の必要性が叫ばれるようになつた。このため、政府は明治32年1月から関税定率法を施行し、輸入塩に關税を賦課して内地塩の保護を図ることとした。しかし、このころから政府の考えはすでに塩専賣の方向に傾きつつあつた。

2. 専 売 時 代

(1) 塩専賣制度の発足と制度の改正

(ア) 塩専賣法の成立

日露戦争の戦費調達の必要に迫られた政府は、塩事業について専賣制度を採用することとし、明治38年1月塩専賣法を公布し、同年6月から施行した。煙草専賣法を施行して11か月後のことであつた。

この時からわが国の塩事業は、専賣制度のもとにおかれ現在に至つたのである。

(イ) 塩専賣法の内容

(a) 生 産

製造許可については、出願の時期の区分、区域制限を行うこととしたほか、政府が自ら塩生産費の調査を行い賠償価格を決定した。

(b) 販 売

塩壳渡価格は、原則として政府の賠償価格に対し一定金額を加算して定める方法をとつた。

(c) 例外措置

台湾塩及び外国塩は、随意契約によつて購入できることとしたほか、輸出用塩、しょう油醸造用塩、ソーダ及び硫酸ソーダ製造用塩、漁獲物塩蔵用塩等特定の用途を持つ塩の壳渡しは、特別価格によることとした。

(ウ) 塩専賣法の改正

塩専賣制度の運営は、必ずしも円滑に行われた訳ではなく、一部には塩専賣法廃止の意見もある有様であつた。

その対策として政府は、塩専賣法を改正して次のような措置を講じた。

(a) 政府が塩の小売価格を制限できる制度を設けた。（明治39年）

(b) 消費者の便を図るため、元売捌人及び小売人制度を新設した。（明治42年）

(c) 塩の小売価格を引き下げた。（明治42年）

次いで、明治43年4月には「製塩地整理法」を施行して不

良塩田を整理した。

(2) 公益専売制度への転換

大正時代におけるソーダ工業の発達に伴い、大正6年その原料用塩について低廉な価格で入手できる自己輸入制度を創設した。その後第1次大戦の影響で塩の生産費が高騰したため、塩賠償価格を引き上げざるを得なくなつたが、他方、一般消費者に対しては小売価格を割安に止める必要があつた。このため、政府は大正7年以降塩の壳渡価格を、買入価格に回送費及び保管費等を加算した程度に定めることにしたので、塩専売益金は皆無に等しく、大正8・9年頃には若干の欠損を計上することとなつた。

ここにおいて塩専売は、従来の財政専売から公益専売へと大きくその性格を変えることになつて今日に至つている。

専売制度実施以降の塩専売の益金額の推移は次のとおりである。

年 度	塩専売益金額	歳入総額に占める割合
明治 38	千円 6,713	% 1.3
40	18,298	1.6
45	10,255	1.5
大正 5	9,482	1.2
10	1,357	0.1
15	△ 132	—
昭和 5	1,631	0.1
10	1,578	0.1
15	△ 16,380	—
20	△ 120,120	—

(3) 昭和初期から終戦まで

(ア) 生産と輸入

昭和時代に入つて塩の需給調節を行うため、昭和5~6年に第2次の塩田整理を行つたが、製塩技術の進歩等もあつて昭和9年にはその生産量は67万トンに達した。

年 度	製造人員	製造場所	塩生産高
明治 38	人 29,965	か所 16,210	千トン 333
45	11,441	6,913	620
大正 5	10,366	6,104	621
10	8,135	5,546	515
15	5,465	4,866	614
昭和 5	3,398	3,449	629
7	3,397	3,395	572
9	3,347	3,339	676
10	3,303	3,307	604
15	3,092	2,662	573

一方、塩の消費量も順調に増加した。特にソーダ工業の急速な発達に伴つて塩の自己輸入量は加速度的な増加傾向を示していたが、昭和4年に自己輸入制度が鉱業にも適用される

塩の輸入量 (単位 千トン)

年 度	政府輸入	自己輸入	計
明治 38	40	—	40
45	53	—	53
大正 5	113	—	113
6	214	18	232
7	321	36	357
10	232	29	261
15	148	93	241
昭和 5	173	200	373
10	191	993	1,184
15	465	1,260	1,725

ことになり自己輸入量は益々増加した。

(イ) 販 売

(a) 塩は、通常塩販売官署から塩元売捌人及び塩小売人を通じて消費者に壳渡された。この場合、政府が元売捌人に壳渡す価格は定価を原則としていた。また、塩元売捌人が小売人に、小売人が消費者にそれぞれ壳渡す場合の価格は、地方局ごとに定められた販売制限価格の範囲内であることを要求された。他方、特別用途の塩については、特別価格で壳渡された。

塩元売捌人及び塩小売人数の推移は、次のとおりである。

(单位 人)

年 度	元売捌人数	小売人数
明 治 42	3,175	133,142
45	1,974	109,465
大 正 5	1,464	109,585
10	1,001	113,347
15	315	115,298
昭 和 5	270	115,368
10	248	114,433
15	157	109,521
20	46	70,073

(b) 昭和11年から同16年までは、塩の需要が好調を示した時期であった。

このような需要の増大は、主としてソーダ工業用塩の需要が大きかつたためである。他方、この時期における国内塩の生産は年間50万トン台に止まり、また、外国塩の輸入も必ずしも順調ではなかつたので、塩の供給は満足すべきものとは言えなかつた。

(c) 塩の価格は、国内塩については、その賠償価格が逐年上昇しているのに対して、政府壳渡価格は殆ど引き上げられなかつたため、昭和13年度以降は賠償価格が壳渡価格を上回ることとなり、塩会計に欠損が生じることとなつた。

(ウ) 専売制度の例外措置

塩の需給事情は、太平洋戦争の勃発によつて極度にひつ迫

することになった。その需給状況は次のとおりである。

(単位 千トン)

年 度	生 産 量			消費量	在 庫
	国内生産	輸 入	計		
昭和 17	475	1,533	2,009	1,851	225
18	415	1,410	1,825	1,817	186
19	353	944	1,297	1,332	146
20	184	457	641	702	71

このような事態に対処するため、政府のとつた対策は、次のとおりである。

- 昭和17年 1月 塩割当配給制度を実施した。
- 4月 ソーダ工業用塩等の自己輸入制を廃止した。
- 5月 自家用製塩制度を新設し、自家消費にあてるため専売製塩業者以外の者でも年間1人当たり12kg(1家族180kg)までは製塩することができることとした。
- 18年 5月 塩業組合令を施行し、塩業組合、同連合会及び中央会を設立した。
- 19年 4月 区々であつた小売価格について府県ごとの統一価格制を採用した。(その後27年10月地方局ごとの統一価格となり、28年8月全国一本の価格に統一された。)
- 20年 7月 自給製塩設備補助金交付要綱を制定し、府県単位ごとに塩の自給を図ることとした。
- 8月 生産塩の譲渡制限を撤廃し、政府買上価格を大幅に引き上げた。

年 度	製造人員	製 造 場 所	塩 生 産 高
昭和 17	人 3,133	か所 2,232	千トン 476
18	3,178	2,166	415
19	3,144	2,027	353
20	2,969	1,643	184
21	1,681	1,632	201
22	2,947	1,467	97
23	2,422	1,465	293

(4) 終戦直後の復興

(a) 戦後における塩業政策の重点は、塩の国内生産力の緊急復興と食料用塩の優先的確保におかれ、昭和20年8月工業用塩の割当が停止された。当時の塩生産は、在来の専業製塩業者、届出だけで自由に生産できた自給製塩業者及び自給製塩から専業製塩業者になつた転換専業製塩業者の三者によつて行われていた。

政府は製塩業の復興に努力したが、生産は思うように回復せず、外国塩の輸入に依存するところが大きかつた。

その後、需給事情の好転とともに、自給製塩業者に対する政策の転換が行われ、規制も強化されるとともに専業製塩業者への転換が指導された。次いで昭和23年10月には自給製塩による生産塩の第三者譲渡が禁止され、翌24年6月日本専売公社の発足とともに、自給製塩は制度的にも完全に廃止された。

(b) 塩事業会計は、昭和22年度以降収支均衡を基本方針として編成されたが、結局22年度決算では6億円の赤字が発生した。また、昭和23年度予算も賠償価格の著しい増嵩と収入額の減少とによつて相当の赤字が生ずることが予想された。しかるに、政府としては漸く物価体系の補正作業が終つたばかりで、売渡価格の引き上げは著しく困難であつた。このため、年度途中において塩収納の全面停止という塩専売史上未曾有の事態が発生した。

このような緊急事態に対処するため、昭和23年12月家庭用白塩の売渡価格のみを引き上げ、賠償金額を増額し、塩収納を再開したのである。

その後塩専売は、昭和24年6月日本専売公社の発足とともに公社事業として引き継がれた。

また、公社の発足に伴い塩専売法は全文改正されて、現行の塩専売法(昭24. 法112)が制定されたのである。

し ゆ う 脳 専 売

1. し ゆ う 脳 専 売 の 概 要

(a) わが国のし ゆ う 脳 専 売 制度は、明治32年に台湾で施行され、同36年台湾、内地共通のし ゆ う 脳 専 売 制度が施行されたことに始まる。その後、再度の大戰を経て昭和37年3月31日限りで廃止になるまで約58年間にわたつて存続した。

(b) し ゆ う 脳 専 売 制度は、台湾統治に必要な財源の一部を調達する目的もあつたが、主にわが国特産品の保護育成と台湾におけるし ゆ う 脳 専 売 事業との関連から実施されたものであつて、たゞこ事業のような趣旨での財政上の収益を目的として採用されたものではない。それでも大正の初期まではある程度の収入をあげていたが、その後は欠損を生ずる年が多かつた。特に昭和16年度から公社発足直前の昭和23年度までの期間と同30年度から専売制度廃止までの期間はほとんど赤

(単位 千円)

年 度	し ゆ う 脳 事 業 益 金 額	年 度	し ゆ う 脳 事 業 益 金 額
明治36	21	昭和10	1,495
40	278	15	1,080
45	130	20	△ 3,377
大正 5	401	25	77,536
10	△ 245	30	6,413
15	△ 439	35	4,026
昭和 5	41	36	△ 14,417

(注) 昭和30年度は資産再評価益92,221千円を含む。

字経営に終始した。

しうる脳専売事業益金の推移は、前表のとおりである。

2. 専売以前

(1) 江戸時代

(a) わが国におけるしうる脳の製造は、元禄年間(1688~1703年)に鹿児島藩で始められたと言われている。それから70年後の宝歴年代に土佐藩へ移入された。

当時日本産のしうる脳がヨーロッパ人の間で殺虫剤として珍重されたことから、しうる脳産業は、鹿児島及び土佐両藩を中心に輸出産業として成長した。そして享和元年(1802年)には29トンのしうる脳を輸出した。その後幕末の開国とともに輸出量も120~180トンに増加することとなつた。

(b) このようにしうる脳から得られる利益が大きかつたため、各藩はしうる脳の原木であるくすの木について、各種の制約を設けて保護育成を図つていた。特に鹿児島藩は、正徳年代(1712~1716年)にくすの木の伐採を規制するとともに、しうる脳の製造を許可制とし、また、その製品はすべて藩で買い取るなど事実上のしうる脳専売を実施した。

(2) 明治時代

明治政府は、くすの木の伐採及びその売買の制限を撤廃したが、このことが外商の買付けの旺盛であつたことと相まって製脳業をますます成長させる原因になつた。このため、明治初年に600トン程度であつたしうる脳の輸出高は、その後10数年間で3,000~4,000トンにまで増加した。このような製脳業の隆盛がくすの木の乱伐を招くこととなり、ついに主产地である鹿児島県はじめ九州各県では、くすの木の伐採取締県令を布告して無謀なしうる脳生産を抑制せざるを得なかつた。

4. 専売時代

(1) 専売制度の発足

(ア) 台湾における専売制度

台湾における製脳業は、もともと清国政府の保護政策のもとに発達した産業であつた。他方、日清戦争終結當時にはしうる脳に対する需要は、セルロイド工業の発達に伴つて激増しつつあつた。

わが国としても台湾におけるしうる脳産業を保護育成する必要があり、また、台湾統治の財源を確保する必要もあつた。

このような事情から明治32年6月台湾におけるしうる脳製造について専売制の実施を決め、台湾しうる脳及びしうる脳油専売規則を同年8月から施行した。

(イ) 内地・台湾共通の専売制度

台湾は、当時すでに年間2,500トン程度のしうる脳を生産していたが、この生産高は世界の総需要量(約3,000トン)の大部分を占めていたことになる。しかるに、しうる脳価格の高騰は、内地の業界を刺激して明治33年には内地のしうる

脳生産高は年産1,500トンにものぼつた。しかも内地産のしうる脳は、その品質が良好であつたため、台湾しうる脳に重大な影響を与えることとなつた。

また、海外市場においては、合成しうる脳との競争も次第に激しくなりつつあつたため、明治36年6月政府は、内地及び台湾共通の粗製しうる脳、しうる脳油専売法を公布し、同年10月から施行した。

このような専売制度の実施によって内地のしうる脳業者は、より安定した経営が保障され、内地のしうる脳業は確固たる基礎が与えられることになつた。

その後、わが国のしうる脳産業は、内地・台湾一体となつて第2次大戦までの約45年間、世界のしうる脳需要を独占的にまかなつてきたのである。

(2) 日本専売公社の発足

戦後わが国は、天然しうる脳の主産地であった台湾を喪失して、しうる脳生産の基盤を失つただけでなく、内地のしうる脳産業も壊滅状態になつた。しかし、食糧輸入等の見返り物資としてしうる脳を増産する必要があつたことから、その生産体制は急速に整備され、生産力も昭和23年には3,500トンの生産実績をあげるまでに回復した。

日本専売公社が昭和24年6月1日から発足したことにより、しうる脳専売はしうる脳の需給調整を主眼として、第1次生産物(粗製しうる脳、しうる脳原油)に限定し、しうる脳製造も許可制から割当制に改められた。その後、朝鮮動乱のために一時的に海外市況は好転し、昭和26年度には、粗製しうる脳1,713トン、しうる脳原油2,561トンの収納が行われた。

4. しうる脳専売制度の廃止

(1) 専売制度廃止の背景

朝鮮動乱後から、合成しうる脳の発達及びプラスチックの進出によつて、しうる脳の需要は漸次減退を続け、その国民経済に占める地位も低下の一途を辿ることになつた。

公社は、このような事態に対処するため、種々合理化努力を重ねた。しかし、あらかじめ製造割当を行い、一定の価格で収納販売を行うという専売制度がかえつてしまつてしうる脳業界の自発的な合理化及び増産意欲を粗害するという専売機能の限界が露呈されることとなつた。

(2) 専売制度廃止法の成立

このような事情から、昭和35年3月専売制度調査会は、「しうる脳専売事業の意義は喪失しているので、しうる脳専売制度の廃止に踏み切ることが適當である。」旨大蔵大臣に答申した。

この答申に基づきしうる脳専売廃止法案を、第40回通常国会に提案し、可決された。そして同法の定めるところに従つて、しうる脳専売法は昭和37年3月31日その58年間にわたる歴史の幕を閉じたのである。